

在宅避難資器材（仮設テント）購入助成制度 の手引き



国立市では、在宅避難を推奨するため、居住する家屋が倒壊、焼失した場合でも所有する土地、管理する土地にとどまれるよう在宅避難資器材として、仮設テントを購入する場合、その費用の一部を助成する制度を創設しました。

申請に必要な様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ・提出先】

国立市行政管理部防災安全課防災・消防係

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

電話 042-576-2111 内線 145～147

FAX 042-576-0264

助成の対象

(1) 助成の対象となる在宅避難資器材(仮設テント)

災害時に在宅避難において使用する露営用の支柱及び布製の覆いを組み立てる簡易的なもの。

(2) 助成の対象者

市内に住所を有し、現に市内の住宅に居住している世帯主。

助成対象経費と助成金の額

助成金対象経費：在宅避難資器材（仮設テント）本体の購入に要する費用。

助成金の額：助成対象経費の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）とし、20,000円を限度。

この助成金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

例1)13,000円の仮設テントを購入した場合

A:助成対象経費 13,000円

B:2分の1の額 6,500円→6,000円

⇒ 限度額の20,000円を下回っているため、助成金の額はBの6,000円となる。

例2)50,000円の仮設テントを購入した場合

A:助成対象経費 50,000円

B:2分の1の額 25,000円

C:限度額 20,000円

⇒ Bが限度額を上回っているため、助成金の額は、Cの20,000円となる。

助成金の交付手続きの流れ

以下の(1)～(4)の手続きが必要です。

<p>(1) 交付申請</p>	<p>市に申請 【提出書類】 国立市在宅避難資器材(仮設テント)購入助成金交付申請書(第1号様式)</p> <p>【注意】申請前に購入してしまった場合、助成金の交付は受けられません。</p>
<p><市> 交付決定</p>	<p>申請内容を確認し、第2号様式により通知</p>
<p>(2) 購入・設置</p>	<p>交付決定通知を受け、仮設テントを購入してください。</p> <p>【注意】交付決定を受けてから購入してください。 交付決定前に購入してしまった場合、助成金の交付は受けられません。</p>
<p>(3) 実績報告書・請求書の提出</p>	<p>購入後 【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国立市在宅避難資器材(仮設テント)購入助成金実績報告書(第5号様式) ② 国立市在宅避難資器材(仮設テント)購入助成金請求書(第7号様式) ③ 購入したことを証明する領収書(写し) ※領収書等には品名が記載されていること

助成金の交付決定後、申請を取り下げる場合

助成金の交付決定を受けた後に、在宅避難資器材（仮設テント）の購入を取り止めるときは、国立市在宅避難資器材（仮設テント）購入助成金交付申請取下書（第3号様式）に取り下げる理由を記載し、市長に提出してください。

市長は、申請の取り下げがあったときは、交付決定を取り消し、国立市在宅避難資器材（仮設テント）購入助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、当該交付決定者に通知します。

その他

(1) 交付決定の取消し

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- ② この要綱の規定に違反したとき。
- ③ 助成金を在宅避難資器材（仮設テント）の購入以外の用途に使用したとき。

市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、国立市在宅避難資器材（仮設テント）購入助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知します。

(2) 助成金の返還

市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとします。